

目次

1. みすず監査法人の解体	P 1
2. 監査法人の肌合い	P 3
3. 最後の将軍の不条理	P 6
4. 上場会社監査事務所登録制度	P 7
5. 監査業務からの逃避	P 10
6. 公認会計士の指導的機能	P 12
7. 監査難民の実態	P 14
8. 監査法人の実情	P 16

1. みすず監査法人の解体

本年2月20日に、みすず監査法人（旧中央青山監査法人）の片山理事長が記者会見を行い、みすず監査法人の実質解体宣言を行なった。みすず監査法人は本年3月期の監査業務が終了する6月末をもって監査業務からの撤退を行い、既存の監査契約は、新日本監査法人、あずさ監査法人、監査法人トーマツの三大監査法人に順次移管を行うというのである。日本の4大監査法人の一角が解体されるのであり、これをもって1968年以来延々と日本の資本市場を支えてきた名門監査法人である中央青山監査法人が、歴史の舞台から消えてなくなることになる。

みすず監査法人は1968年に監査法人中央会計事務所として発足し、準大手監査法人である新光監査法人との合併（1998年）、国際会計事務所のPWCの日本法人である青山監査法人との合併（2000年）、トヨタ自動車を抱える名古屋の監査法人伊東会計事務所との合併（2001年）を繰り返しながら、日本の4大監査法人としての地位を確立し、名門監査法人の名をほしいままにしてきた。中央青山監査法人の理事長はほぼ確実に日本公認会計士協会の会長になるのが慣例であり、過去においては中瀬宏通氏、村山徳五郎氏といった著名公認会計士が会長職に送り出されている。みすず監査法人解体の直接の責任者たる奥山章雄公認会計士でさえか、日興コーディアル問題の直前まで日本公認会計士協会の会長だったのであり、要するに旧中央青山監査法人とは、日本の公認会計士制度の中核を占める保守本流の監査法人だったのである。

旧中央青山監査法人については、かねてよりその会計監査の信頼性に疑問が呈されていた。中央青山監査法人は、山一証券（注1）、ヤオハン（注2）、足利銀行（注3）といった粉飾決算による大型破綻会社の会計監査を行っており、これらの会社の破綻直前の決算において粉飾決算を見破ることが出来ず、適正意見による監査報告書を提出していたからである。2005年に発覚したカネボウの粉飾決算事件では、旧中央青山監査法人の担当公認会計士3名が粉飾決算の共謀により逮捕起訴され、その後の公判で有罪判決が確定している。事件の捜査段階では、旧中央青山監査法人の事務所や、当時の奥山章雄理事長の自宅まで家宅捜査されており、監査法人ぐるみの粉飾決算加担が疑われた。

カネボウ事件の処分として、金融庁の公認会計士・監査審査会は、2005年5月10日に、中央青山監査法人に対して2005年7月1日から2ヶ月間の監査業務停止処分を行なった。会計監査は会社の1年間の事業活動に対して行なわれるのであるから、その中の2ヶ月間の監査が行なえないということになると、中央青山監査法人は形式上日本の法律に基づく全ての会社の監査を行なう資格を一旦失うことになる。これに肝を冷やした国際会計事務所のPWCは、6月1日に旧青山監査法人系のクライアントと公認会計士を「あらた監査法人」として中央青山監査法人より分離させて、その業務の存続を図った。一方残された中央青山監査法人は、業務停止処分の解けた9月1日付で法人名をみすず監査法人として出直しを図った。せっかく2000年に合併した旧中央監査法人と旧青山監査法人は、5年間の同床異夢状態を解消し、みすず監査法人とあらた監査法人として再び分裂することになったのである。

法人名変更により再生を賭けたみすず監査法人を直撃したのが、当経済レポートの指摘に端を発する日興コーディアルの粉飾決算問題である。2005年12月に当経済レポートが日興コーディアルのSPCの連結除外による大胆不敵な粉飾決算を指摘したところ、マスコミ並びに国会が問題追及に動き、1年後の2006年12月18日に証券取引等監視委員会は、日興コーディアルに対して史上最大の5億円の課徴金処分を勧告した。その後本年1月30日になり日興コーディアルグループ特別調査委員会が本件粉飾決算の調査報告書を発表するに到り、事件に対する旧中央青山監査法人の組織的加担が白日の下にさらされることとなった。

旧中央青山監査法人は、カネボウ事件は担当公認会計士の個人的犯罪であるとして組織的関与を否定し逃げ切りを図ったのであるが、日興コーディアルの場合はこのようなトカゲの尻尾切りは出来ない。なぜなら当時の中央青山監査法人の理事長であった奥山章雄氏自身が、日興コーディアルの2006年3月期決算において利益操作に積極的に加担していたことが、特別調査委員会の報告書において赤裸々に暴露されたからである。これではいくらなんでも監査法人の組織的関与を否定する事はできない。旧中央青山監査法人として

は、既に前年にカネボウ問題で業務停止処分を受けているのであるから、それ以上の金融庁の処分を覚悟せざるを得なかったのである。

業務停止以上の処分というのは監査法人に対する解散命令しかない。特別調査報告書の出た1月30日の夜から2月20日までの3週間、みずず監査法人の首脳陣は鳩首会議の連続で揺れに揺れたのではないかとみずず監査法人としては解散命令が出るくらいであれば、その前に自主解散をしたほうがいい。こうして半世紀にもわたる名門監査法人があっけないほどのスピードで破綻することになった。

2. 監査法人の肌合い

みずず監査法人が自主解散を決めたからといって、監査法人がそう簡単にその責任を放棄して勝手に廃業することなど出来ない。既存のクライアントとの監査契約があり、その監査を終了しない事には契約不履行となってしまうからである。

日本の株式会社の決算期は圧倒的に3月31日が多いので、3月決算の非監査会社（クライアント）の株主総会は6月末ということになる。大多数のみずず監査法人のクライアントは3月決算の株主総会を6月末に迎えて、そこで監査法人をみずず監査法人から変更するのである。片山理事長の6月末を目途とする自主解体宣言はここを指している。しかしクライアントは何も3月決算ばかりと決まったわけではないのであり、例えば4月決算の会社は7月末に、5月決算の会社は8月末に株主総会を迎える。このような決算期末の時計回りの循環は、当年3月期決算から始まり、来年の2月期決算まで続くのである。みずず監査法人としては、来年2月末に決算期を迎えるクライアントの2008年5月末の株主総会までは、その監査業務を行なわざるを得ない。

この間、みずず監査法人の公認会計士は、クライアントの移動に伴い順次他の監査法人に移籍していく。3月決算クライアントの担当会計士は、従って、7月1日付で他の監査法人に移籍するのであり、同様に4月決算クライアントの担当会計士の移籍期日は8月1日、5月決算クライアントの担当会計士の移籍期日は9月1日となり、最終の来年2月決算クライアントの担当会計士の移籍が終わるのが来年の6月1日ということになる。従って、みずず監査法人は既に実質解体状態となりながらも、少なくとも来年の5月31日までは監査業務を行なうことになる。なんとみずず監査法人は、日本の歴史上初めての清算監査法人になるのである。

みずず監査法人は、自らの責任で招いた自主廃業による社会的混乱を最小限に抑えたいなどとして、クライアントと担当公認会計士がまとまった形での移籍を行なうという。あた

かも担当公認会計士のグループが移籍すれば、そのクライアントも担当公認会計士の移籍先の監査法人についてくるに決まっているかのごとき傲慢な物言いであるが、そもそも担当公認会計士グループがクライアントごと塊になって移籍するなどということが可能なものであろうか？実はこの事は可能どころか極めて現実的なのであり、それを理解するためには監査法人の運営形態を把握しておく必要がある。

監査法人の組織は、代表社員を中心とした数十人の公認会計士のグループ（かつてはこのグループを監査室と呼んでいた）が複数の特定監査クライアントの会計監査を有機的組織内組織体として行い、利益分配も人事考課も、ほぼそのグループ内の自治で行なわれる。みずず監査法人などと言っても、その実態は数十人の親分代表社員の監査グループによる諸邦連合に過ぎないのであり、その連邦の上部組織として、本部組織の理事会なり理事長が乗っかっているに過ぎない。すなわち、監査法人とは封建時代の幕藩体制のようなものであり、封建諸邦（藩）と大名の連邦国家の上に政権幕府があるという幕藩体制の構造は、監査法人においても同様なのである。

大名と将軍の力関係が幕府の権威の強弱を決定し、有力な藩や大名の力が強ければ幕府や将軍の力は弱くなる。日本史における室町幕府（1336－1467）ほど弱体な政権はないと一般に言われるが、それは將軍たる足利氏に対して守護大名である細川、斯波、畠山といった守護大名の力が強かったからである。江戸幕府（1336－1467）は強力な長期安定政権を樹立したが、参勤交代等の巧妙な政策により有力大名の力を削減することに成功したからである。しかし徳川幕藩体制末期には、薩摩・長州といった有力藩の経済力が飛躍的に向上し、時代は幕末の尊皇攘夷運動を経て明治維新を迎えた。この後日本は富国強兵による中央集権国家へと変貌していく。

現在の日本の監査法人は明治維新以前の封建幕藩体制下にあるのであり、そこでは究極的には藩の利益が幕府の利益に優先する。すなわち連邦国家たるみずず監査法人は解体し、その構成単位としての監査グループが、藩ごとにクライアントを連れて他の監査法人に移籍したいと言っているのである。日本の大手監査法人が幕藩構造を有している限り、それはきわめて現実的な選択である。

さて、新聞報道によれば、みずず監査法人は当初は一体として監査法人トーマツへの移籍を検討したが、最終的には代表社員間の合意が得られなかったという。この結果、みずず監査法人の名古屋事務所（旧監査法人伊東会計事務所）はあずさ監査法人に移ることを選択し、その他個別に話のついた監査グループは監査法人トーマツや一旦分離したばかりのあらた監査法人に移ると共に、それ以外の大部分のグループは新日本監査法人に移籍することになるという。監査法人トーマツへの一体型移籍が代表社員から拒否されたのは、監

査法人としての社風の違いということになっている。そもそも監査法人の社風などというものがその移籍の決定要因になるものかと疑問に思うかもしれないが、ここでいう社風とは、実は監査法人の中央集権度のことを指している。

日本の大手監査法人は何れも幕藩構造を有しているものの、その中でもここ十年来、出来るだけ中央集権化を行なおうとしてきた経緯がある。天下泰平の幕藩体制下にあった監査業界に対して、粉飾決算の発覚という歴史の批判が勃然と湧き起こり、監査法人としての監査意見審査を中心とした中央集権構造が不可欠になったのである。しかし、その結果としての四大監査法人の中央集権の達成度には差がある。旧中央青山監査法人は最も中央集権化の遅れた監査法人だったのであり、その反面、個々の監査グループの自治権の範囲は大きかった。中央集権度の最も高いのは監査法人トーマツであり、以下、あずさ監査法人、新日本監査法人と、中央集権達成度の優劣が続く。

監査法人トーマツの中央集権度が強いのは、この法人は国際会計事務所である DTT を成立母体としているからであり、もともと英米ファームの中央集権体制をその背景としてもっていたからである。あずさ監査法人の中央集権度はこの法人が一時期において国際会計事務所のアーサー・アンダーセンに所属していた時代に大きく達成された。エンロン事件でおなじみのアーサー・アンダーセンは、ワンファーム・コンセプトなどと言って、全世界一体型の組織運営を売り物にしていたからである。

さて、このような特段の事情がない旧中央青山監査法人と新日本監査法人は、当然のことながら中央集権の達成度が落ちる。従って両者はその肌合いが最も合うのである。みずぐ監査法人所属の公認会計士としては、今まで旧中央青山の中でその強大な自治権を謳歌してきた。いまさら他の監査法人に移籍したからといって、その自治権を大きく制限されてはたまらない。中央集権度の高い監査法人は、本部への上納金もまた高いのである。監査グループ内の利益分配や人事もいちいち本部のお伺いを立てなくてはならない。監査意見一つ取ってみても、本部の審査会からうるさく口を出されるであろう。

中央集権度の高い監査法人では、理事長を中心とした本部所属の公認会計士がでかい顔をしている。自治度の高い監査法人では、実際の監査業務を行なう現場の公認会計士が一番偉いのである。個々の公認会計士にとって見ると、中央集権体制の強い監査法人などもつてのほかではないか。みずぐ監査法人の執行部は、監査法人トーマツへの一体移籍を進めたかったようであるが、その構成員たる個々の公認会計士が新日本監査法人を最も強く選好したというのは、その経済合理性として当然の帰結なのである。

3. 最後の将軍の不条理

前項においてみすず監査法人の最終監査業務終了日が2008年の5月31日であることを指摘したが、この事はみすず監査法人の解散がこの日に行なわれることを意味しない。この間発行された監査報告書に対して民事訴訟が起こされる可能性があり（法人であるから刑事訴追の対象にはならないので刑事訴訟法250条以下の公訴時効については配慮する必要はない）、その訴訟対象として法人が存続している必要があるからである。可能性どころか既にみすず監査法人は足利銀行の粉飾決算事件において、総額11億円の民事訴訟の被告の立場にある。会社法522条の規定により商事債権の時効は5年である。従って、みすず監査法人は、現在顕在化している足利銀行等の訴訟又は今後顕在化するかもしれない訴訟の終結日、あるいは2013年5月31日の、いずれか遅い日まで解散することが出来ない。

そうすると、みすず監査法人は本年7月1日から来年5月31日までの期間は、現存の監査契約による他法人移管までの移管監査を行ない、来年6月1日から日付未定の解散時までは顕在・潜在の訴訟業務を行なっていくことになる。移管監査時においては、移管監査報酬が入ってくるのでその範囲で監査法人運営が行なわれるが、この入金は来年5月で停止する。問題は来年の6月1日以降に発生する運営費であり、その中には民事訴訟のための弁護士費用も含まれる。また、民事訴訟で負けた場合はその損害賠償金額の支払もある。清算監査法人の運営といってもまことに金がかかるのであり、この金は、全て今回みすず監査法人をやめて他法人に転籍する社員・代表社員たる公認会計士たちに請求されることになる。みすず監査法人をやめて他法人に転籍する公認会計士たちは、みすず監査法人が現在あるいは将来において抱える訴訟におびえながら、毎年清算監査法人からの請求書の支払を続けていかななくてはならない。

このような清算監査法人の清算業務を行なう責任者ほど不幸なものはない。その業務に何らの生産性はなく、うまく清算業務をやり遂げたからと言っても誰からも評価されない。清算監査法人と言っても、何も監査法人が清算法人としての認定を受けるわけでもなんでもなく、ただ単に現在予定されている業務移管を進めていけば自動的に清算業務以外にはなくなるだけのことであり、従って事態をこのまま放置すれば、この業務は最後の将軍たる片山現理事長がやらされてしまう。

一体片山理事長に何の非があるというのか？片山理事長は、今回のみすず監査法人実質解散の原因とされるカネボウ事件にも日興コーディアル事件にも全く関与していない。それぞれの事件当時の監査法人の責任ある立場にも着いていない。彼は単に汚れ役を引き受けてくれる良い人だったに過ぎないではないか？

カネボウ事件の発覚時の理事長は奥山章雄前理事長だったのであり、奥山前理事長は日興コーディアルの2006年3月期決算の監査報告書に自ら署名押印すると共に、その利益操作への加担の様態は、特別調査報告書において満天下に明らかとされている。その奥山前理事長は、カネボウ事件での業務停止処分の責任を取るなどと言って理事長職を退き、その後みすず監査法人も辞めて、現在は母校の早稲田大学大学院会計研究科で専任教授をしている。早稲田大学大学院研究科の奥山教授の研究テーマ紹介を見ると「公認会計士は、この厳正な監査の実施にしっかりと対応しなければなりません。」などと記載されており、わが目を疑ってしまう。

奥山前理事長が多少とも今回のみすず監査法人の解体に責任を感じるのであれば、早稲田大学の教授として厳正なる監査なるものを前途有為な学生に教えるなどという空恐ろしい事はやめて、みすず監査法人の清算業務を行なえ。そして何の罪もない片山理事長をその本来の監査業務に戻してやれ。責任ある著名公認会計士が安逸な名誉の老後をむさぼり、無責の公認会計士が単に人がいいからという理由で不遇に甘んじるなどという不条理を、日本国家はこれ以上許してはならない。

4. 上場会社監査事務所登録制度

さて、みすず監査法人の解体で問題となるのは、みすず監査法人の監査先企業が、安全に他の監査法人への監査契約の切り替えが出来るかどうかにある。みすず監査法人は本年2月28日現在、上場会社の証取・会社法監査を609社、任意監査等のその他の監査を含めて全3352社の監査クライアントをもっている。上場会社の609の監査契約の移管がうまく行かず、会計監査が受けられないなどということにでもなれば、これらの会社は上場廃止となってしまふ。みすず監査法人の監査クライアントが、みすず監査法人の解体に伴い流民化し、上場廃止の危機にさらされることを、監査難民問題という。

新日本監査法人以下の他法人も、せつかくみすず監査法人が解体してその所属公認会計士とクライアントが流出するのであれば、喜んでこれを受け入れたいところではあるが、事はそう単純ではない。他法人の本音は、みすずのクライアントの内優良クライアントだけが欲しいのであり、また優良クライアントの受け入れに際しても、クライアントと担当公認会計士がセットになって移籍してくれなければ受け入れたくないのである。

粉飾決算と監査不祥事の頻発を受けて、金融庁傘下の公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対する緊急検査を行ない、平成18年6月30日に「4大監査法人の監査の品質管理について」と題した検査結果を公表している。この報告書には、[「これら検査で検証した](#)

限りにおいて、4大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。」との結論が記載されている。

4大監査法人でさえか所定の品質管理基準を満たしていないのであるから、現在の日本においては社会の求める良好な品質基準を満たす監査法人はただの一つもない。

一方、日本公認会計士協会は、上場企業を監査する公認会計士事務所に登録義務を課す「上場会社監査事務所登録制度」を2007年度から実施した。公認会計士は、個人であろうが監査法人であろうが、この制度に基づく登録を受けなければ、上場会社の監査を行なう事は実質的に不可能になったのである。上場会社監査事務所登録制度によれば、平成19年4月1日現在において上場会社と監査契約を締結している公認会計士事務所あるいは監査法人（これを総称して監査事務所という）は、平成19年7月15日までに登録を行わなければならない。（登録規則附則2）

日本経済新聞5月6日朝刊の報道によれば、現在上場企業の会計監査を行なっている270監査事務所のうち、既に30前後の監査事務所が上場会社監査事務所登録制度による登録の辞退を行ったという。270の監査事務所といっても4大監査法人以外の監査事務所は、規模において格段に劣る監査法人あるいは個人の公認会計士事務所なのであり、これらの監査事務所が4大監査法人でさえか満たすことが出来ない監査に関する品質管理基準を満たしているとは考えにくい。約80程度の監査事務所が態度を保留しているとのことであるから、7月15日までの登録期日までには登録辞退はさらに増えてくるはずである。

中小監査法人や個人の公認会計士事務所が上場会社の会計監査を行なおうとして上場会社監査事務所登録制度による登録を行なっても、監査に関する品質管理基準が満たせない限り、常に登録抹消処分を受ける可能性がある。監査に関する品質管理基準では（1）品質管理のシステムの整備及び運用（2）職業倫理及び独立性（3）監査契約の新規の締結及び更新（4）監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任（5）業務の実施（6）品質管理のシステムの監視（7）監査事務所間の引継（8）共同監査の8領域について、監査事務所の運営を組織化し、規則化するとともに記録を残すことが求められている。

これらの品質管理項目の全てを、監査実務を行なう公認会計士が兼務で実施することなど不可能である。大手監査法人の場合には、品質管理担当の代表社員の下で数十人の専属公認会計士が、監査法人全体の品質管理業務を行なっている。中小監査法人や個人公認会計士事務所の場合も、少なくとも数名の品質管理専属公認会計士を配置せざるを得ないが、少なからぬ小規模監査事務所にとってこれは不可能に近い。個人公認会計士事務所は言うに及ばず、小規模監査法人の多くは5名程度の公認会計士で監査業務を行なっているのが現状である。そんな中で主力の公認会計士を収益を生まない品質管理業務に回せば、その

監査事務所は経済的に破綻する。

そこで小規模監査事務所としては、現在上場会社の監査を実施している以上、とりあえず本年7月15日までには上場会社監査事務所登録制度による登録だけは行なっておき、できるだけ品質管理のコストをかけることなく登録抹消処分を切り抜きたいと考えたいところである。どうせ4大監査法人でさえか品質管理基準は満たしていないのであるから、多少問題があろうが、まさか登録抹消までの事はないと考えたいのである。これはきわめて危険な発想ではあるが、多くの小規模監査事務所の現実的な思考方法であろう。

当経済レポートは、上場会社監査事務所登録制度の回避迂回対応を推奨するものではないが、それを有効に機能させる方法が一つだけあることを知っている。監査リスクの高いクライアント（これをハイリスク・クライアントという）の監査を受託しないことである。監査リスクの高いクライアントとは、粉飾決算の動機を強く持っている会社のことであり、業績の悪い上場会社は基本的に粉飾決算の動機を持っている。談合や闇勢力との接触が噂される業種あるいは会社もまた粉飾決算の動機が強い。急成長した新興企業で株価を強く意識したビジネスモデルを取る会社、オーナー経営で経営者の私生活が派手な会社、監査報酬を意地汚く値切る会社などもまた、粉飾の動機を持つことが多い。粉飾決算の動機を強く持つ会社は、その財務指数と経営スタイルを冷静に分析すれば、簡単に見極めることができる。

上場会社監査事務所登録制度による登録を行なうと、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受け、その監査事務所の品質管理体制の整備状況が審査される。この際、その監査事務所が行なっている上場会社の監査調書もまたサンプルで選ばれ査閲される。監査調書のサンプリングに際しては、ハイリスク・クライアントは重点的に選ばれることになっているので、上記のハイリスク・クライアントは、ほぼ例外なくその監査調書が査閲されると考えたほうがいい。さてこのレビューが終了した段階で、当該監査事務所の品質管理体制は不備があるに決まっているのであるから、当然に業務改善命令が出されるであろう。しかし個別の監査において粉飾決算がない限り、登録抹消処分が出ることはない。

日本公認会計士協会も、登録抹消とは実質的な上場会社に対する監査業務の停止命令である事は痛いほど分かっているのであるから、登録抹消という致命的な処分を行なう以上、動かしたい客観証拠が必要なのである。いくらその監査事務所の品質管理体制に問題があろうが、査閲の対象となった上場会社監査における監査意見に問題がない以上、登録抹消など出来ないのである。

上場会社監査事務所登録制度による登録事務所は、日本公認会計士協会の品質管理レビュー

一の他に、公認会計士・監査審査会の検査を受ける可能性も高いが、粉飾決算がない以上業務停止命令が出ないと言う理屈は、日本公認会計士協会の品質管理レビューの場合と同様である。要するに粉飾決算がなければいいのであるから、もともとハイリスク・クライアントがなければ問題はないのである。ここにおいて我々は、現在ハイリスク・クライアントを抱えている監査事務所は、その監査契約を解除するかあるいは上場会社監査事務所登録制度による登録の辞退を行なうというのが、最も経済合理性のある行動であるという結論を得る。従って、現在までに30の監査事務所が上場会社監査事務所登録制度による登録を辞退したというのは当たり前のことであり、その数は今後7月15日までに最大110を限度として増加するに決まっているのである。

品質管理レビューであろうが検査であろうが、査閲員はハイリスク・クライアントの査閲により多くの時間をかける。査閲側が多くの時間をかけるという事は、査閲を受ける監査事務所側の対応には、その累積指数倍の負担がかかるということの意味する。つまりハイリスク・クライアントは、監査事務所にとって、登録抹消をもたらす可能性が高いというリスクだけでなく、査閲の対応に膨大な時間を取られることを意味し、高コストをも意味するのである。ハイリスク・クライアントは、監査事務所にとってもハイリスクかつ高コストで、とてもではないが割に合わないのである。この事情は、比較的品質管理体制が整備されているはずの大監査法人でも変わらない。従って、監査難民は必ずハイリスク・クライアントから出る。それは、みずず監査法人の監査クライアントからだけでなく、中小監査事務所の監査クライアントからも出るであろう。

5. 監査からの逃避

監査難民問題の根幹がハイリスク・クライアントにあることを論証したが、監査業界における深刻な人手不足もこの問題に拍車をかけている。

平成18年6月に成立した金融商品取引法により、平成20年4月1日以降開始する事業年度から、上場会社を対象とした内部統制報告制度が導入される。内部統制報告制度とは、上場会社に対して、財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査を義務付けるものであり、その導入を来年に控えて、現在全上場会社はその準備に追われている。内部統制報告制度の導入準備は何も上場会社だけに負担がかかるのではなく、その監査を行なう公認会計士自身も、クライアントの内部統制の構築の局面において多くの時間を割くことが求められている。監査法人にとってみると、内部統制監査報告書の発行は、既存の財務諸表監査業務にあらたな監査領域が加わったようなものであり、全ての監査法人はその業務範囲がもれなく急拡大しているのである。当然に人手はいくらあっても足りない。

この内部統制監査導入でクソ忙しいときに、みすず監査法人から600社ものクライアントがやってきても、既存の公認会計士だけで新規の監査業務をこなすことなどできるはずもない。そこでみすず監査法人からの監査クライアントの受け入れは、みすず監査法人の担当公認会計士とセットでなければ受け入れたくないと言っているのである。これは正確に言うと受け入れたくないのではなく、そうでなければ受け入れることができないというのが本当のところである。

公認会計士の人手不足問題は内部統制監査の導入だけに原因があるのではない。内部統制監査の導入で人手が必要にもかかわらず、実は公認会計士は監査業務からどんどん撤退しているのである。以下に今回みすず監査法人が本年5月7日に公表した他法人に移籍する職員の内訳明細を示す。

移籍監査法人	人員(概算)
新日本監査法人	1,060
監査法人トーマツ	400
あずさ監査法人	280
京都監査法人	180
太陽A S G 監査法人	60
あらた監査法人	60
その他	360
合計	2,400

みすず監査法人の職員2400名中、44%が新日本監査法人に移籍し、監査法人トーマツとあずさ監査法人にはそれぞれ17%と12%が移籍する。旧4大監査法人内での移籍は合計73%となるのであるが、問題はその他の360名である。その他というくらいであるからその内容は様々であろうが、要するにこの人達の圧倒的多数は監査業界から去っていくことを選択しているのである。この行動は、みすず監査法人の解体移籍という特殊事情によるものが強く影響しているとは推認されるが、問題は監査業界からの撤退の動きは、今回のみすず監査法人に限らないという点にある。

上場会社監査事務所登録制度における登録辞退も監査業務からの撤退に他ならない。登録を辞退した監査事務所に所属する公認会計士たちは、やはりもう監査業務は行なわないのである。旧4大監査法人においてさえ、ここのところ監査法人をやめて監査業務以外の仕事につく公認会計士の数が激増しているといわれている。慌てふためいた日本公認会計士協会は、監査業務は将来性のある業務であるから監査業務に留まるようにという、その効

果が全く期待できない不毛な会長声明を、全公認会計士宛に送達した。現在の日本の監査業界には何かただ事ならざることが起きている。

7. 公認会計士の指導的機能

ここ数年、公認会計士の行なう監査業務はその職業としての魅力を大きく毀損してしまった。旧中央青山監査法人の関与したカネボウ事件や日興コーディアル事件、あるいは新興市場のライブドア事件に限らず、ここ数年上場企業の会計不祥事が頻発しており、そのたびに監査法人や公認会計士の責任が問題とされる。公認会計士業界は、その監査業務に関連して少なからぬ逮捕者を出し、ライブドア事件においては本年3月、担当公認会計士に実刑判決が下った。粉飾決算書を作成した実行犯でもないのに、その粉飾を黙認したからという理由で、たいした監査報酬をもらっていたわけでもない担当公認会計士が実刑となるのである。もはや公認会計士の監査業務は、危険極まりない職業なのである。

危険な仕事でもその危険負担にふさわしい報酬があるのであれば話は別であろうが、その監査業務の利益率は低下する一方である。既に述べた監査の品質管理基準、上場会社監査事務所登録制度、日本公認会計士協会の品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会の検査のいずれを取ってみても、監査に対する間接コストの上昇をもたらすものばかりである。一方で日本の上場会社は、監査法人内部の品質管理を理由とした監査報酬の値上げを受け入れない。監査業務はコストとリスクが一方向的に増えるばかりで、その利益率は下がり続けているのである。しかも内部統制監査の導入だ、監査難民の受け入れだと、人手のいることばかりで、個々の公認会計士の仕事量は著しく増えている。監査業務はここ数年の間に、ハイリスク・ローリターン¹の重労働になってしまった。これでは監査業務に留まれと言うほうに無理がある。

それでも監査業務に創造性と自主性があればまだ救われる。監査には批判的機能と指導的機能があると言われているのであるが、昨今の社会風潮は公認会計士の指導的機能を否定する方向に著しく偏りすぎている。会社の作成した財務諸表に対して限定意見をつけたり、不適正意見を付してその財務諸表を批判する機能を公認会計士の批判的機能と言うのであるが、それでは公認会計士が限定意見や不適正意見をバンバン出せば社会は満足するのか？間違った財務諸表を出されるよりも、そのような誤った財務諸表を修正させ、適正な財務諸表の作成を指導して適正意見を出してもらったほうが、その社会的効用ははるかに高い。これを公認会計士の指導的機能という。しかし現在の社会の論調は、公認会計士の批判的機能の欠如を問題とするものばかりで、その指導的機能の重要性を指摘する論調など見た事がない。

上場会社の中で、公認会計士の指導的機能がなければ適正な財務諸表を作成する能力がない会社はかなり多い。新興市場を中心とするベンチャー企業の多くは、公認会計士に手伝ってもらわなければ有価証券報告書そのものさえ作成することが出来ない。これらの財務報告能力に見劣りのする上場会社の適正な財務報告を支えてきたのは、多くの部分において公認会計士の指導的機能だったのである。彼らの多くは何も意図的に誤った財務諸表を作成しようとしているのではなく、企業会計原則の知識が不足しているため、どうして良いのか分からずに誤ってしまったに過ぎない。その指導矯正を行なうことなく、間違いは間違いだとしていきなり限定意見や不適正意見を出して本当にかまわないのか？

財務報告における誤りを発見し、その原因を追究すると共に、再発防止対策を講じつつ、適正な財務諸表の作成を指導するというのは、まことに骨の折れる仕事である。そんなウザッタイことなどせず、出来上がった財務諸表を見て駄目なものは駄目などと言って不適正意見を出すほうがはるかに簡単で手間はない。現在の日本社会は、公認会計士の指導的機能なき監査を選好しようとしているのである。

公認会計士が指導的機能を発揮すればするほど、会社に対する外形的独立性（注4）は弱くなる。それだけ財務諸表の作成そのものに関与してしまうからである。そして指導的機能を発揮すればするほど、万一粉飾決算が起きた場合、担当公認会計士に共謀罪が適用されてしまう確率は高くなる。これでは指導的機能を発揮すれば、その公認会計士が馬鹿を見るだけではないか？従って、監査の現場において公認会計士が指導的機能を発揮する局面は、事実として極端に減少している。

監査の現場において、公認会計士が会社の会計上の問題点を指摘する。批判的機能である。会社は、それは分かったがそれではどうすればいいのかと尋ねる。それに対して公認会計士は代替案を出すことが出来ない。指導的機能となり危険極まりないからである。そこで会社は自分で解決策を考えだして公認会計士に再提示して、これで良いかと尋ねる。公認会計士はこれに即答することが出来ない。品質管理基準に従い本部の審査会にかけなければならないからである。当然に問題の解決に時間がかかると共に、担当会計士はクライアントから尊敬されない。重要な事は担当公認会計士に聞いても何も答は出ず、何でも本部審査会だからである。

公認会計士が指導的機能を失えば、そこには批判的機能しか残らず、批判的機能に職業専門家としての創造性などない。要するに現場の公認会計士は、その創造性と自主性を奪われ、そこでの公認会計士像とは、単なる会計伝票のチェックマシーンであり、問題点の本部審査会へのメッセンジャーに成り果てているのである。このようなプロフェッショナル像に、誰か血沸き肉踊る夢と理想を感じるものであろうか？

7. 監査難民の実態

みずず監査法人の解体を原因として約6百社の上場会社が新たな監査法人を求めて監査市場に流出する。また、上場会社監査事務所登録制度の登録辞退を原因として数十社の上場会社が監査市場に流出し、その一部はみずず監査法人からの流出企業と重複する。これに対して受け入れ監査法人は、内部統制監査の導入による業務の拡大と監査業務への失望を原因とする人員の流出から、受け入れ余力は全くない。従って監査難民が発生する事はほぼ間違いないのであるが、問題はその規模と発生の様態にある。

既に我々は監査難民がハイリスク・クライアントからしか出ないことを知っている。ここで、直近の日経会社情報（2007年春号）からみずず監査法人の監査クライアントを抽出し、ハイリスク・クライアントに該当するものを分析することにより、監査難民の概要を推測することが出来る。まず、日本の現在の上場会社数は次の通りである。

	市場	会社数
既存市場	東京1部	1675
	東京2部	463
	大阪1部	92
	大阪2部	217
	名古屋1部	8
	名古屋2部	75
	福岡	32
	札幌	13
	小計	2575
新興市場	マザーズ	189
	ヘラクレス	160
	セントレックス	32
	Qボード	8
	アンビシャス	9
	ジャスダック	979
	小計	1377
	合計	3952

上記の上場会社のうちみずず監査法人のクライアントは、既存市場で372社、新興市場

で229社となっているので、みずず監査法人の市場占有率は、既存市場が14%、新興市場で17%となっていることが分かる。これだけのクライアントが市場に一旦流出する。さて、当経済レポートがみずず監査法人の被監査先上場会社を独自集計し、リスク分析を行なった結果は次の通りである。(注5)

みずず監査法人ハイリスク・クライアント (会社数)

分類	査定基準	新興市場	既存市場	合計
第1分類	配当困難	12	12	24
第2分類	赤字体質	12	13	25
第3分類	赤字欠損無配	16	7	23
第4分類	個別問題を抱える	3	8	11
第5分類	特に憂慮される問題あり	1	3	4
全体	合計	44	43	87

一般に監査法人が監査クライアントを受託する場合、その監査リスク分析を行い、前項で指摘したようなハイリスク・クライアントの受託はこれを断ることになっている。今回みずず監査法人から監査クライアントの移籍を打診された全ての3大監査法人は、当経済レポートと同様のハイリスク・クライアント分析を行なったはずである。上記の5分類によるハイリスク・クライアント分析は、当経済レポート独自のものであるが、上記分析は直近の日経会社情報だけを情報源として分析を行っており、また、ハイリスク・クライアントの5段階の分類基準そのものも異論の余地の少ないものであるから、上記の分析結果は偏向の幅が合理的に少ないものとして考える事が許されるであろう。

みずず監査法人の6百社の上場会社クライアントの中には87社のハイリスク・クライアントがある。そこでこの87社のうちどのような会社が監査難民となるかであるが、まずここでの第1分類の配当困難会社並びに第2分類の赤字体質会社の合計49社は、救済される可能性が高い。これらの会社は、その事業そのものが安定的な利益を生み出す構造を有しておらず、資本市場における国民の投資対象としての優良適格性を失っている。監査法人としてもできればこれらの会社をあえて受託したくない。しかし、これらの会社は何も単独で移籍してくるのではなく、みずず監査法人の監査グループごとのポートフォリオの中の1社としてやってくる。みずず監査法人のクライアントは、みずず監査法人の監査グループ(藩)のクライアント・ポートフォリオとして、塊となって移籍してくるのである。したがって受け入れ監査法人としても、1社ごとのリスク分析に加えて、その1社を含むクライアント・ポートフォリオとしてのリスク評価を行なわざるを得ない。

例えば、ある監査グループに30社のクライアントがある場合、その中の25社は問題の

ない優良会社なのであり、残りの5社がここでいう配当困難会社あるいは赤字体質会社である。それ単独ではハイリスク・クライアントである配当困難会社並びに赤字体質会社も、他の優良会社のグループの一部と共に、ポートフォリオとして評価するのであれば話は違う。この監査グループのクライアント・ポートフォリオは全体として優良なのであるから、そこに第1分類及び第2分類程度のハイリスク・クライアントが含まれていても、これを敢えて排除する監査法人はないであろう。

第3分類は、累積欠損を有して赤字体質からの脱却ができず無配状態が継続している会社である。潜在的に継続企業的前提そのものに問題があり、本来からすれば近代監査を行なう事自体に無理がある。第4分類の会社は、何事かの企業不祥事を起こしたか、あるいはその疑惑の存在が社会的に指摘されているものであり、第5分類はその上さらに業績も悪い。したがって第3分類から第5分類に該当する38社は、それが優良ポートフォリオの中の1社として含まれていたとしても、全体評価による救済を受けることが期待できない。第3分類から第5分類の上場会社は、潜在的に監査報告書におけるゴーイング・コンサーンの追記なき無限定適正意見を期待できない会社なのであるから、監査法人にとっては危険極まりない。したがって、少なくとも新日本・あずさ・トーマツの三大監査法人が、この38社の監査を受託する事はありえず、したがってこの38社は大手監査法人の監査難民となるであろう。

8. 監査法人の実情

例え監査対象がハイリスク・クライアントであろうが、それが不適正な決算であれば、公認会計士は不適正意見を出せばいいのであり、企業継続の前提に疑義があるのであれば、その旨をゴーイング・コンサーンの追記として監査報告書に記載すればいい。監査の過程において、会社やその経営者の十分な協力が得られず、監査意見を形成するに十分な監査証跡の入手ができなければ、監査意見の差控えという方法も認められている。限定意見を出してもいい。監査人は事実をありのままに把握して、監査証跡を通じて自らが形成した通りの監査意見を提出すればいいのである。もとよりそれこそが公認会計士の社会的使命なのであり、監査リスクが高いからという理由で監査法人がハイリスク・クライアントを拒絶するというのは、公認会計士の社会的使命の放棄ではないか。このような正論が一部に主張されているが、正にその通りである。

ハイリスク・クライアントであろうが、公開会社である限り多くの一般投資家がいるのであり、誰かが監査を行なわなくてはならない。大手監査法人が監査リスクを理由として監査を断れば、結局中小監査法人がその監査を受けざるを得ず、実務においてもほぼその通りに事が運ばれている。当然に監査水準が落ちるのであるから、監査リスクの高い会社

に対して低い水準での監査が実施されてしまう事になる。本末転倒ではないか。

なるほど監査リスクの高さを理由として監査を断るといのは、監査法人の社会的使命の放棄である。そのクライアントが良い時には、そのクライアントをめぐって監査法人間で熾烈な獲得競争までしていたことを考えると、大手監査法人のこの姿勢は手のひらを返すような敵前逃亡である。その姿勢はまことに見苦しく、卑劣な事この上ない。このような社会的批判は、かねてより大手監査法人に対して強く向けられているのであるが、大手監査法人がこれに耳を傾ける事はない。どうしても聞く耳を持たない事情があるのである。金である。以下に日本公認会計士協会の調べによる上場会社の売上規模別監査報酬を示す。

監査報酬 (千円)

売上高区分	単独決算	連結決算
10億円未満	3,841	8,195
10－50億円	8,509	10,734
50－100億円	11,518	13,385
100－500億円	14,443	17,393
500－1千億円	17,796	23,082
1－5千億円	23,730	30,958
5千億円－1兆円		55,705
1兆円以上		95,515
平均	10,299	24,105

年間売上が10億円に満たない(子会社のない)単体決算のみの財務諸表の監査報酬の平均は、年間384万円である。連結でも819万円に過ぎない。近時のネット関連の小規模ベンチャー企業の監査報酬はこの水準が多い。年間売り上げが10億円を超える企業で、やっと監査報酬は単体が850万円、連結が1千万円になる。総売上が1兆円を超えるような多国籍巨大企業の連結監査においてさえ、その監査報酬の平均は1億円を超えることはない。これは会計監査発祥国である英米の基準からすると、最低価格帯において2分の1、最高価格帯において10分の1である。(注6)

日本公認会計士の発表している監査報酬実績一覧では、それぞれの監査報酬価格帯における平均監査時間も開示されており、その監査時間で監査報酬を割った実績時間当たり請求額は、ほぼ例外なく1万2千円である。日本の公認会計士の上場会社の時間当たり請求単価は1万2千円なのである。さて、1年は52週間であり、1日の労働時間を7時間とすれば、年間の物理的 maximum 労働可能時間は1820時間である。公認会計士といえども休暇は必要であろうし、何よりも相当の研修時間をとらなくては行けない。したがって公認会

計士が実際の監査業務に費やす事のできる稼働時間は年間1500時間が限界である。そこで1500時間に請求単価1万2千円をかけると、18百万円を得る。これが現在公認会計士の請求可能な最大年間監査報酬額なのであるが、このうち当の公認会計士が実際に給料として懐に入れることのできる金額は、理論上この3分の1、すなわち6百万円に過ぎない。

監査法人経営には、洋の東西を問わず歴史的検証を経た分配原則というものがある。監査報酬のうち3分の1ずつを担当公認会計士、事務所経費、正常利潤として分配するというものであり、この分配原則が崩れると、本来監査法人経営は成り立たない。事務所経費とは事務所の家賃や研修コストであり、最近ではIT投資コストや品質管理・審査関連コストが大きな比重を占めている。正常利潤とは、代表社員の報酬であり、これが監査のリスク負担料となる。さて年収6百万円では公認会計士を監査法人につなぎとめておく事はできないので、どの監査法人も無理をして、所属公認会計士にこれ以上の報酬を支払っている。また事務所経費も、IT投資や品質管理・審査関連コストがかさみ、とてもではないが歴史的な3分の1ルールの中には納まらなくなっている。代表社員の取り分がドンドン減少する一方なのである。

そこで今度は代表社員の懐具合ということになるのであるが、万一監査意見に問題があった場合に、代表社員はその全ての刑事責任と民事責任を背負わなければならない。会社になにごとかの不祥事が発生して、その財務諸表が問題とされた場合には、その全責任を代表社員が無限責任を負わなくてはならないのである。監査報酬の3分の1の分配は、代表社員の自己資産を賭けた無限責任のリスク負担料として、広く歴史的にその正当性が受け入れられてきたものである。現在の日本の監査報酬では、正常利潤が限りなく低減しており、場合によってはリスク負担料が捻出できない事例さえある。

万一会計不祥事でも発生した日には、代表社員は捜査当局に呼び出され、人間としての全尊厳を否定されるような取調べを受けなくてはならない。監査法人や自宅まで家宅捜査を受けるであろう。公正な監査を行い適正な決算を指導しているからといって、安心などできない。日本の捜査当局（証券取引等監視委員会並びに検察庁）には企業会計原則や監査基準の知識などまるでないので（注7）、彼らの思い違いによる不当疑惑は、常に発生する危険性がある。逮捕でもされて起訴されれば、公認会計士が司法の場で自らの潔白を証明しなければならない。

公正な監査を行い適正な決算を指導しているのであれば、いずれ司法の場で無実は証明されるであろうが、それまでにどれだけの時間と金がかかるというのか？弁護士報酬だけで優に数千万円の金が出て行く。しかも無罪が出たからと言ってその代表社員の原状回復は

不可能に近い。これでは大監査法人がハイリスク・クライアントを拒否することをもって、監査法人の社会的責任の放棄と非難する事などできないのではないか？

ハイリスク・クライアントには通常に倍する監査時間がかかる。監査リスクが高いため監査範囲を拡大する必要があるし、また、会計上の問題点が多く発見されるのであるから、その解決のためにも多くの時間を要する。さらに、ハイリスク・クライアントはその審査や品質管理にも多くの時間がかかり、問題となって事件化でもした日にはそのコストは無限大となる。すなわちハイリスク・クライアントは優良会社の倍以上のコストがかかるのであるが、日本の監査報酬はこの点に対する配慮が全くなされていない。前述の監査報酬一覧から明らかなように、日本の監査報酬はクライアントの売上規模にほぼ正比例しているのである。

このようにハイリスク・クライアントはとても監査法人の採算に合うものではないが、それにもかかわらず、少なくとも昨年までの監査市場において、中小監査法人は明らかなハイリスク・クライアントの監査を、喜んで受託していたという歴史の事実がある。

ここで、ハイリスク・クライアントの監査契約を採算に乗せる方法が一つだけある。監査の手を抜くのである。どうせ会社が期待するのは文案の決まった適正意見しかないのであり、監査時間をかけずに適正意見を出せば、会社はすこぶる喜ぶ。このようなことをすれば粉飾決算を見過ごし虚偽証明となる可能性があるが、少なくとも昨年までの監査業界においてはそのような事例は氷山の一角に過ぎなかったのであり、仮に粉飾があったとしても、その圧倒的多数は摘発されずに、うやむやの内に終わってきたのである。

どんなふざけた監査法人に聞いてみても、

「ああ、そうだよ。俺は監査報告書にメクラサインをしているよ。だってこの監査報酬じゃ、まともな監査なんか出来ないからね。」

などと自白する公認会計士などいないであろうが、その本心はこんなところだったのではないか？

過去においては、よほど運が悪くない限り、これでも何とかやってこれたのである。

しかし今年は違う。ライブドア事件の公認会計士に対する実刑判決を契機として、全ての公認会計士が監査リスクを現実のものとして怯えているし、なんとといっても今年からは上場会社監査事務所登録制度が発効している。大手監査法人が受託を断った監査クライアントを、中小監査法人が喜んで受け入れるなどという構造的現象は、本年3月（ライブドア公認会計士実刑判決以前かつ上場会社監査事務所登録制度導入以前）をもって終了していることを、社会は知らなければならない。みすず監査法人の解体と上場会社監査事務所登

録制度の発効を原因とする監査難民は、日本の公認会計士制度の矛盾の海を、あてどなくさまよい続ける可能性がある。(注8)

2007年5月24日 公認会計士 細野祐二

- (注1) 1997年、経営破たんによる自主廃業。飛ばしと簿外債務による粉飾決算が発覚。
- (注2) 1997年、会社更生法申請。関連会社取引を使った架空利益による粉飾決算が発覚。
- (注3) 2003年、預金保険法による特別危機管理決定。不良債権の隠蔽による粉飾決算が発覚。
- (注4) 公認会計士の独立性には外形的独立性と精神的独立性がある。エンロン事件を契機とした米国企業改革法の結果、アメリカでは公認会計士の外形的独立性を厳格化し、日本においてもその物まねをして公認会計士の外形的独立性の要件を詳細に規制するに到っている。無駄であろう。もともと公認会計士とはクライアントから監査報酬を得て監査を行なっているのであり、外形的独立性というのであれば監査報酬こそ最大の外形的非独立性ではないか？監査報酬という最大の金銭授受がありながら、小学校の風紀委員ではあるまいし、クライアントにコンサルティングを行なうな、接待は受けるな、株を持つなと言ってみても、何の意味があるのか？業務上横領自体を良しとしながら、「横断歩道を渡りましょう、交通ルールを守りましょう」などと言っているに過ぎない。おためごかしではないか。公認会計士の独立性は極めて重要であるが、それは公認会計士の精神的独立性以外には達成できない。このようなことを会計監査理論に無知なるマスコミが騒いでいるのであればともかく、れっきとした会計監査論を研究する大学の学者が、その先頭に立って言い騒ぎ、あちらこちらでセミナーをやって荒稼ぎをしているのは見苦しい事この上ない。哲学を専攻する学者が倫理論を語るのならともかく、会計学者が何等の理論的發展性のない公認会計士の外形的独立性を語って講演料をせしめるのは詐欺に近い。秋口の死にかかったコオロギではあるまいし、リンリンリンと騒ぎ立てるのは、学徒としての姿勢に大いに問題がある。社会は公認会計士の精神的独立性こそ問題とすべきなのである。
- (注5) みずず監査法人のハイリスク・クライアントを集計してみて、2つの意外な現象に驚きを禁じえない。まず、新興市場と既存市場には、ハイリスク・クライアントがほぼ均質に発生している。昨今の証券市場においては、既存市場に比較して新興市場の不振が著しく、その原因として新興企業に対する会計不信が

あると報道されているが、この事は少なくとも統計上の根拠がないことが分かる。次に、みずず監査法人のハイリスク・クライアントは、社会が想像しているほど悪くない。これであればみずず監査法人のハイリスク・クライアントは、他の3大監査法人に比較して遜色ないレベルといえる。従って、旧中央青山監査法人の監査先企業を、何がしかの不正会計があるかのごとき色眼鏡で見る風潮もまた根拠がない。反対に、当経済レポートは新興市場において不正会計の疑惑を強くもたれている会社群の存在を深く認知しているが、今回の調査では、これらの会社の会計監査人はほぼ例外なく中小監査法人あるいは個人公認会計士の監査によるものであることが確認できた。すなわちみずず監査法人から出る監査難民より、上場会社監査事務所登録制度により中小監査法人から出る監査難民のほうが、はるかに質が悪いのである。

(注6) たとえどれほど小規模な会社であろうが、上場会社の監査を十分な品質管理の下に行なうとすれば、その監査報酬が1千万円を下回るなどありえない。しかも小規模ベンチャー企業ということであれば、ベンチャー（冒険）なのであるから、その事業自体が監査リスクが高い。小規模ベンチャー企業の監査報酬が単体で380万円、連結で820万円平均であるというのは論外であろう。また、売上高が1兆円を上回る多国籍企業の監査報酬は、国際監査マーケットでは10億円程度の監査報酬なので、このような監査の大安売りをしているのは、先進国では日本だけということになる。日本の監査報酬は全体として不当に安すぎるが、その中でも特に新興ベンチャー企業と国際的超大企業においてその乖離が激しい。この事は、ここ数年の粉飾決算が、新興ベンチャー企業と伝統的超大企業において発生していることと整合しているが、当経済レポートはこれを偶然の一致とは思わない。

(注7) 現在の公認会計士に対する規制は外形的独立性ばかりを取り上げているが、公認会計士の精神的独立性を担保する手法が一つだけある。粉飾決算と虚偽証明を確実に摘発することである。公認会計士が粉飾決算を見逃せば100%摘発され、厳罰に処せられることが担保されているのであれば、否応なく公認会計士の精神的独立性は向上する。日本の治安がいいのは、強盗殺人や凶悪傷害犯が確実に捕まるからであり、またそのことを国民も犯罪者も深く得心しているからである。これに対して資本市場の現実には、多くの粉飾決算が何らの咎めを受けることなく見過ごされているのであり、また反対に、どこから見ても適正な決算が捜査機関により粉飾決算として捏造され冤罪化されている事例さえある。これでは粉飾が見つかったのは単に運が悪かったとしか言いようがないのであり、適正な決算を至上命題とする経営者並びに公認会計士の精神的緊張感は、弛緩することはなほだしい。この驚くべき粉飾の無法状態は、ひとえに証券取引等監視委員会の能力不足にその原因がある。米国のSECとは似ても似付

かず、日本の証券取引等監視委員会には企業会計原則並びに監査基準の基礎知識がない。有価証券報告書自体をまともに読める人さえいない。何が粉飾かが分からない人が粉飾の摘発を国家から任されているのであるから、お話にもならない。公認会計士法の改正などといって公認会計士に対する外形的規制を増やすのもいいかげんにして、無能な証券取引等監視委員会の挺入れを行なうべきであろう。

(注8) 監査難民となって他の監査法人に監査を頼んだところ断られたとすれば、その企業はハイリスク・クライアントであることを深く認識したほうが良い。この場合、監査法人を求めてさらに他の監査法人や公認会計士事務所を探していくのであろうが、いくら探しても引き受け手がないとすれば、提示している監査報酬に無理があるのである。その監査報酬には監査リスクに相応のリスク負担料が含まれていないのではないか？正当な監査リスクを反映した監査報酬を提示しているにもかかわらず、どこの監査事務所も引き受けてくれないとすれば、そもそもその企業が上場企業であることに無理がある。経済界を中心に監査難民問題に対する行政上の救済措置を求める声が上がっているが、従って、何らの対策も不要であろう。監査難民問題を市場原理に任せることにより、多少の混乱はあるであろうが、かえって日本の資本市場と監査市場の適正化が達成される。